附　則

1　この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

2　個人が所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条第一項に規定する増改築等又は同法第四十一条の三の二第一項若しくは第五項に規定する住宅の増改築等をした家屋（当該増改築等又は住宅の増改築等をした部分に限る。）を平成二十九年四月一日前にこれらの規定に定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第二百八十七号

地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百十八号）の施行に伴い、及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第十二条第三十八項の規定に基づき、平成二十年国土交通省告示第五百十五号の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　　国土交通大臣　石井　啓一

本則中「第12条第36項」を「第12条第38項」に改める。

一中「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成25年経済産業省・国土交通省告示第1号）別表第4に掲げる地域区分」を「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成28年国土交通省告示第265号）別表第10に掲げる地域の区分」に改める。

一ウ中「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針（平成25年国土交通省告示第907号）附則5(1)」を「住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）第1項(1)」に改める。

一オ中「土間床等の断熱性」を「土間床等の外周部分の基礎の断熱性」に改める。

別表2中「土間床等の外周」を「土間床等の外周部分の基礎」に、「0.47 | 0.51 | 0.58 | 0.58 | 0.58」を「0.52 | 0.62 | 0.98 | 0.98 | 0.98 | ＼」に、「0.67 | 0.73 | 0.83 | 0.83 | 0.83 | ＼」を「1.38 | 1.60 | 2.36 | 2.36 | 2.36 | ＼」に、「0.37 | 0.37 | 0.53 | 0.53 | 0.53 | ＼」を「0.27 | 0.52 | 0.52 | 0.52 | ＼」に、「0.53 | 0.53 | 0.76 | 0.76 | 0.76 | ＼」を「1.38 | 1.38 | 1.38 | ＼」に改め、同表の1を次のように改める。

1	「熱貫流率」とは、内外の温度差1度の場合において1平方メートル当たり貫流する熱量をワットで表した数値であって、当該部位を熱の貫流する方向に構成している材料の種類及び厚さ、熱橋により貫流する熱量等を勘案して算出したものをいう。以下同じ。				
4	土間床等の外周部分の基礎は、基礎の外側又は内側のいずれか又はその両方において、断熱材が地盤面に対して垂直であり、かつ、熱貫流率が表に掲げる基準値以下となる仕様で基礎底盤上端から基礎天端まで連続して施工されたもの又はこれと同等以上の断熱性能を確保できるものとしなければならない。ただし、玄関・勝手口及びこれに類する部分における土間床部分については、この限りではない。				

別表2の備考中「土間床等の外周部分の基礎」を「土間床等の外周部分の基礎（鉄筋コンクリート造）の次に「等」を加え、同表の7中「土間床等の外周部」を「土間床等の外周部分の基礎」に改める。

附　則

1　この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

2　平成二十九年四月一日前に地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二号）による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十五条の九第九項に規定する熱損失防止改修工事が完了した同項に規定する住宅又は同条第十項に規定する区分所有に係る家屋の専有部分については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第二百八十八号

地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年総務省令第二十六号）の施行に伴い、並びに地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第七条第十項第二号及び同条第十二項第三号の規定に基づき、平成二十年国土交通省告示第五百十六号の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　　国土交通大臣　石井　啓一

本則中「附則第七条第九項第二号」を「附則第七条第十項第二号及び同条第十二項第三号」に改め、「附則第十五条の九」の下に「第九項の住宅若しくは同条第十項の区分所有に係る専有部分において同条」を、「である」の下に「又は同法附則第十五条の九の二第四項の住宅若しくは同条第五項の区分所有に係る家屋の専有部分において当該工事が行われ、当該住宅若しくは当該区分所有に係る家屋の専有部分が同条第一項に規定する認定長期優良住宅となった」を加え、「別表の書式」を「昭和六十三年建設省告示第千二百七十四号別表第二の書式」に改める。

別表を削る。

附　則

1　この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

2　平成二十九年四月一日前に地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二号）による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十五条の九第九項に規定する熱損失防止改修工事が完了した同項に規定する住宅又は同条第十項に規定する区分所有に係る家屋の専有部分については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第二百八十九号

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百十四号）の施行に伴い、及び租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十八の五第十五項の規定に基づき、平成二十一年国土交通省告示第三百七十九号の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　　国土交通大臣　石井　啓一

本則中「第二十六条の二十八の五第十一項」を「第二十六条の二十八の五第十五項」に改める。

1を次のように改める。

1　令第26条の28の5第15項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に資する増築、改築、修繕又は模様替は、次の各号のいずれかに該当する工事とする。

一　次のアに定める工事又は次のアに定める工事と併せて行う次のウからオまでに定める工事（地域区分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成28年国土交通省告示第265号）別表第10に掲げる地域の区分をいう。以下同じ。）が8地域の場合にあっては、次のイに定める工事又は次のイに定める工事と併せて行う次のウからオまでに定める工事）（次のウからオまでに定める工事については、発泡プラスチック保温材（工業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）A9511（発泡プラスチック保温材）に定めるものをいう。）を用いる場合にあってはB種を、建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム（日本工業規格A9526（建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム）に定めるものをいう。）を用いる場合にあってはB種を、その他の場合にあっては発泡剤としてフロン類（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第1項に規定するフロン類をいう。）を用いた断熱材を用いない工事に限る。次号において同じ。）